〇厚生労働省告示第三百六十八号

定 に 独 . 基 づ <u>\f</u> 行 き、 政 法 医 人 薬 医 品 薬 副 ㅁ 作 医 用 療 被 機 器 害 救 総 済 合 機 制 度 構 \mathcal{O} 法 対 平 象とな 成 + 5 兀 な 年 法 1 医 律 第 薬 品品 百 九十二号) 平 成 + 六 年 第 厚 兀 生 条 労 第 働 五. 省 項 告示 第 --- 第 号 0 百 規 八

平成二十五年十二月六日

+

五

号)

Ø)
<u>→</u>

部

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

正

す

る。

厚生労働大臣 田村 憲久

カプセル 第 百二 十 五. 製 剤、 号 中 $\overline{\bigcirc}$ \bigcirc mg 錠 五. 剤 mg 力 プ セ \bigcirc ル 製剤 mg カプ 及 セ び ル 製 剤 \bigcirc mg 力 • プ 五. セ ル mg 製 錠 剤及 剤 び三・ を \bigcirc 五. mg 錠 mg 剤 錠 剤 に 改 \bigcirc め • る。 五. mg